

経済情報ピックアップ

10月

◆「TPP協定交渉大筋合意を踏まえた総合的な政策対応に関する基本方針」等について

- 10月5日、米・アトランタで開催された環太平洋パートナーシップ(以下TPP)閣僚会合で、参加12か国が大筋合意に達しました。これを受けて、10月9日に、TPP協定の実施に向けた総合的な政策の策定等のため、内閣にTPP総合対策本部(本部長：安倍内閣総理大臣)が設置されました。
- 同本部が取り纏めた「TPP交渉の大筋合意について」によりますと、今回のTPP協定大筋合意では、まず、「農産品の重要5品目を中心に関税撤廃の例外を数多く確保しつつ、全体では高いレベルの自由化」を実現したとしています。
- TPP交渉参加各国の関税撤廃率は、品目数ベースで見ると、日本が95%であるのに対し、カナダ、メキシコ、ペルーが99%、他の8か国は100%となっています。
- とくに、日本の農林水産品の関税の非撤廃率が19.0%であるのに対し、他の11か国は最も高いカナダでも5.9%、平均では1.5%と低くなっています。野菜・果実、水産品の多くは関税が撤廃されましたが、重要5品目(米、麦、牛肉・豚肉、乳製品及び甘味資源作物)については、確かに関税の非撤廃を相応に確保したと言えるかもしれません。
- また、国内で殆ど作られていない農産物については、輸入関税が下がることになり、消費者にとっては価格が安くなるというメリットが生じます。
- 一方で、日本の農林水産物・食品の輸出重点品目(牛肉、ブリ・サバ・サンマ、梨、米、醤油、切花)は、関税撤廃を獲得しています。
- 海外では、昨今和食ブームが高まっており、日本の食材に対するニーズは強まっています。こうした流れを捉えて、日本の農産物輸出を増加させる際に、今般の輸出関税撤廃は大きな武器となると考えられます。
- また、「我が国の輸出を支える工業製品について、11か国全体で99.9%の品目の関税撤廃を実現」しています。
- 日本からTPP参加11か国への輸出額は19兆円に達しており、今般の関税撤廃による価格競争力の

高まりは、日本の輸出増加に大きく寄与すると考えられます。

- このほか、税関手続きの迅速化、インフラ投資における入札など政府調達対象の拡大、通信・金融・流通等での外資規制の緩和、模造品の模造防止等知的財産権の保護強化など、中小企業も含めた我が国企業の海外展開を促進するルール等が数多く実現しています。
- この間、10月9日、同本部の初会合の場で、「TPP協定交渉の大筋合意を踏まえた総合的な政策対応に関する基本方針」が決定されています。
- 基本方針として以下の3点を掲げ、これを強力に推進するため、「総合的なTPP関連政策大綱(仮称)」を急ぎ策定するとしています。
- すなわち、第1には、「TPPの活用促進による新たな市場開拓等」で、「幅広い経済主体がTPPを活用して新たなグローバル・バリューチェーンを構築することを促す」ことを掲げています。
- 第2には、「TPPを契機としたイノベーションの促進・産業活性化」で、「TPPの効果の最大限の発現による多様な分野の生産性向上、多くの地域での産業活性化等を通じて、我が国の成長を確かなものとする」ことを掲げています。
- 第3には、「TPPの影響に関する国民の不安の払拭」です。TPPの影響に関する国民の「不安」を払拭し、特に農林水産物の重要品目が引続き「再生産可能となる」よう、万全の施策を講ずるとしています。
- なお、農林水産業については、別途、TPP協定締結の国会承認を求めるまでの間に、その体質強化策、重要5品目対策(例えば、米については備蓄運営による外国産米の主食用米生産に対する影響の食い止め)等を検討し、全体像を取り纏めることとしています。
- 農業大国茨城県にとって、今般のTPP協定大筋合意は、農林水産業の生産者等に少なからず影響を与えるものと考えられます。
- もっとも、もともと農林水産業は、急激な高齢化に伴う担い手の減少、それに伴う耕作放棄地の増大等の構造問題に対処していく必要があり、輸出振興や新たな担い手の参入などの取組みが急務です。今回のTPP協定大筋合意がこうした動きを活発化させるきっかけになればと考えます。

(筑波総研チーフエコノミスト 渋谷康一郎)